**平成２３年（フ）第９１０号**
埼玉県所沢市大字荒幡42番地の２
破産者　鈴江　浩之
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９１１号**
埼玉県所沢市大字荒幡42番地の２
破産者　鈴江　洋子
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第６６３号**
大阪市東成区中道３丁目３番13号　ハンシンドエル森の宮201号
破産者　大塚　利子
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第９１９号**
札幌市中央区南３条西９丁目998番地３　アパタワーズ札幌大通公園1222号
破産者　川根　順史
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２３９４号**
北海道千歳市末広２丁目８番11号
破産者　佐藤　和浩
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３０９９号**
札幌市手稲区富丘３条２丁目５番26号
破産者　長谷川理人
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３１８８号**
札幌市中央区北１条西26丁目２番６―102号
破産者　石川　　剛
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３６５号**
札幌市白石区北郷１条９丁目６番７号　スタービレッジ302号
破産者　蓮野　　智
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０４０号**
仙台市青葉区北根１丁目５番７号
破産者　渡邉　和人
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１９４号**
宮城県塩竈市宮町１番10号
破産者　阿部　正敏
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
宮城県遠田郡涌谷町字新町裏79番地４
破産者　松崎雄一郎
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第２０２号**
千葉県山武市井之内2711番地３
破産者　山田みさ子
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１８４６号**
名古屋市天白区平針３丁目1905番地　シャルムミエ106号
破産者　渡辺　昭夫
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２４９０号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地　豊山第１住宅１Ｆ１
破産者　柘植　哲郎
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５３０５号**
神戸市西区井吹台西町２丁目２番地　４―101号、前住所神戸市西区井吹台東町２丁目１番地　２―1214号
破産者　舛森　正志
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６１０８号**
大阪市淀川区三国本町１丁目16番50―602号、前住所香川県高松市国分寺町新居3718番地95
破産者　速見　功一
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９０２号**
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番３号
破産者　小林　啓子（旧姓新居）
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９９７号**
大阪市旭区中宮５丁目８番13号　プレステージ中宮403号、前住所大阪府守口市大庭町１丁目21番11号
破産者　土倉　　大
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７５１３号**
大阪府茨木市別院町７―16　ハイツカメリア206、住民票上の住所大阪市平野区加美東４丁目11番15―303号
破産者　荒木　　正
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部